

危険空家等

最大 **50万円**

制度の概要



地域の課題となっている危険な空家等を解体し、周辺的生活環境の保全を図るため、所有者が自ら行う空家等の解体（除却）工事の一部を助成します。

補助の対象

市の現地調査により、周辺への生活環境を阻害していると認められるもので、一定基準以上の危険度があると判定された空家等（※1）の所有者等（※2）が対象となります。

※1 空家等・・・建築物等で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの

※2 所有者等・・・空家等の所有者または管理者

注意が必要です

許可が出る前に工事に着手した場合には、補助対象になりません

補助金額

除却工事費の2/5（最大50万円）

申請書類（交付申請書）

- ・位置図、現況写真
- ・土地、建物の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書
- ・工事費見積書および内訳書
- ・申請者以外の所有者の同意書（※1）
- ・解体等事業者の許可または登録証の写し（※2）

※1 空家等の所有者が複数の場合は、その全員の同意書が必要です

※2 除却工事を行う事業者は建設業の許可（解体工事業等）や建設リサイクル法に基づく解体工事者の登録を受けた事業者に限ります。

申請書類（実績報告書）

- ・工事写真および完成写真
- ・工事費の支払いを証する領収書の写し（印紙貼付、押印されたもの）

解体後の減免制度について

危険空家等に限らず、空家を取り壊した翌年度から、「5年度」を限度に住宅用地であった土地に対する固定資産税・都市計画税の減免制度が新設されました。制度の適用については各種の条件等がありますので、必ず事前に税料金課にご相談ください。

その他

- ◎下記については補助対象外となります
- ・故意に建物を破壊させた場合
- ・動産（移動できる家具や物品等）の処分費用

危険空家等

最大 50万円

補助申請手続きの流れ

